

# 掛川市男女共同参画条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第10条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策（第11条－第15条）

### 第3章 男女共同参画審議会（第16条－第21条）

### 第4章 雑則（第22条）

### 附則

すべての人は、その性別にかかわらず、法の下に平等であり、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、個人として互いの人権が尊重されなければならない。

しかし、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在しており、社会活動における参画の機会や行動に制約を与えている状況があることも事実である。

一方、進み続ける少子高齢化、国際化及び経済活動の多様化等にもみる社会情勢の大きな変化に向き合う中、男女が共に参画する社会の実現は、今後私たちが取り組むべき最重要課題である。

こうした現状を踏まえ、男女が互いの生き方を尊重し、豊かで住みよい活力ある地域社会を築いていくためには、様々な社会活動における女性の参画をより一層促進するとともに、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、誰もが対等な構成員として活動できる社会を実現することが重要である。

ここに掛川市は、男女が自らの意思によって、個性と能力を発揮することができ、共に責任を分かち合うとともに、あらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もが生き活きと幸せを感じながら暮らすことができる都市となるため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらず

なくその個性と能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての人権が尊重され、かつ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 社会における制度及び慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮すること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定について共に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動との両立ができること。

(5) 男女共同参画社会の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、すべての人がその推進について積極的に協力し合うこと。

(性別の尊重及び生涯にわたる健康への配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その他の施策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者その他の団体が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業と家庭の両立を支援するため、就労に関する条件及び環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力行為並びにそれらを助長するような行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(行動計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第16条の掛川市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画推進委員)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策の実施のため必要があるときは、掛川市男女共同参画推進委員を置くことができる。

(情報提供及び広報活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会

を通じて、必要な情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第15条 市長は、男女共同参画推進施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱い等に関する苦情又は相談の申出があったときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第16条 行動計画その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、掛川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第17条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行動計画に関し、第11条第2項に規定する意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 男女共同参画推進施策の実施状況について、市長に意見を述べること。

(組織)

第18条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体が推薦する者

3 委員は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないように選任しなければならない。

4 市長は、第2項第1号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

#### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日掛川市条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日掛川市条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。